



Creative City Yokohama

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料
 平成22年6月14日
 (公財)横浜市芸術文化振興財団
 アーツコミッション・ヨコハマ マネージャー
 菅原 幸子 227-7322
 横浜市 APEC・創造都市事業本部
 創造都市推進課担当課長
ときた すぐる
 鶴田 傑 671-3426

一都心部の空き物件を創造活動拠点に活用し、街の元気に！
「芸術不動産リノベーション助成」を“新設”します。

創造都市・横浜のさらなる推進を目指し、平成22度の新規事業として「芸術不動産リノベーション助成」を開始します。本制度では、アーティスト、クリエイター等の活動拠点を整備することにより、創造活動に関わる人達が集積しやすい環境をつくり、地区の活性化を図るとともに、創造産業の振興を図ることを目指しています。

これまで関内・関外地区で、実施してきた「芸術不動産」の成果をもとに、さらに多くの事業者、ビルオーナーの参画を促します。創造産業振興の視点からのビル再生に対する助成は、全国的にもあまり類を見ないものとなっています。

【用語解説】

芸術不動産	芸術家等の創作の場づくりのため、民間の賃貸物件を活用した拠点形成を進める事業の総称（横浜で使われる造語）。結果、街の活性化などを狙う。
リノベーション	既存の建物に改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること。

1. 対象事業

- ・ 関内・関外地区の概ね築20年以上を経過した建築物の改修であること
- ・ 新たにアーティスト、クリエイター等の活動拠点（原則3者以上の入居、150㎡以上）に転用されるものであること。

2. 対象事業者

建物の所有者、または、サブリースを行う事業者。

3. 助成金額

助成対象経費の1/2、活動拠点の面積(㎡)×3万円のいずれか低い方。上限1,000万円

4. 募集期間

平成22年6月14日～平成23年1月31日

5. 事業者の義務

対象事業の開始後、5年間は対象事業の目的のために使用すること。

6. 評価のポイント

横浜都心部の文化芸術、まちづくり、産業集積に寄与する拠点形成であること。

7. 募集要項

別添資料を参照。

申請／お問い合わせ先

アーツコミッション・ヨコハマ 担当：杉崎

(公益財団法人横浜市芸術文化振興財団／横浜市 APEC・創造都市事業本部 共同事業)

TEL 045-227-7322／横浜市中区本町6-50-1 ヨコハマ創造都市センター内

参考：空き物件再活用の代表的な事例や、創造産業の集積状況

【空き物件再活用の代表的な事例】

建物名	地域	事業主体等	活用方法	実施期間
北仲 BRICK & 北仲 WHITE	新港・馬車道	オーナー 運営ボード	57組のアーティスト・クリエイターが入居し、アトリエ・スタジオ・オフィスとして利用した期間限定プロジェクト。	H17.5～18.10
北仲 BRICK	新港・馬車道	オーナー 北仲スクール	7大学によるサテライトスクール	H21.10～
万国橋 SOKO	新港・馬車道	オーナー	アトリエ、スタジオ、オフィス	H18.3～
本町ビルシゴカイ	新港・馬車道	オーナー BankART1929	アトリエ、スタジオ、オフィス	H18.9～
野毛マリヤビル ホワイト	桜木町・野毛	オーナー BankART1929	アトリエ、スタジオ、レジデンス	H20.3～
初音町、黄金町 周辺の建物群	関外	黄金町エリア マネジメント センター 横浜市	アトリエ、スタジオ、オフィス、 ショップ、等	H20.9～
Yokohamabashi artpicnic TOCO	関外	オーナー 個人	アトリエ、ギャラリー	H21.1～

【改修前／before】



役割を終えた倉庫

【改修後／after】



心躍るクリエイターのスタジオに



20年空き家だった木造住宅（元床屋）



1階はギャラリー、2階はアトリエに。



【創造産業の集積状況】

アーツコミッション・ヨコハマで実施している横浜都心部への創造産業の誘致を目的とした「クリエイター・アーティストのための事務所等開設助成」では、平成17年度～平成21年度で51件の交付、地区内への新規参加者があり。うち平成20年、21年度の2年間で、31件。BankART1929 や急な坂スタジオ、ZAIM、黄金町等の横浜市の財産等を活用した創造界隈形成事業を核に、民間物件への移転が、着実に増えています。